

議案第14号

杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年2月25日

提出者 杉並区教育委員会  
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

教育委員会事務局の組織機構改正に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則

杉並区立図書館処務規則（昭和57年杉並区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「杉並区教育委員会事務局生涯学習担当部長」を「杉並区教育委員会事務局共創教育担当部長」に、「生涯学習担当部長」を「共創教育担当部長」に改める。

第6条第1項中「生涯学習担当部長」を「共創教育担当部長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(職責)</p> <p>第5条 中央図書館長は、<b>杉並区教育委員会事務局共創教育担当部長</b>（以下「<b>共創教育担当部長</b>」という。）の命を受け、図書館の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2～5 略</p> <p>(報告)</p> <p>第6条 中央図書館長は、毎月5日までに、次に掲げる事項について、<b>共創教育担当部長</b>に報告しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(職責)</p> <p>第5条 中央図書館長は、<b>杉並区教育委員会事務局生涯学習担当部長</b>（以下「<b>生涯学習担当部長</b>」という。）の命を受け、図書館の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2～5 略</p> <p>(報告)</p> <p>第6条 中央図書館長は、毎月5日までに、次に掲げる事項について、<b>生涯学習担当部長</b>に報告しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>